

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)第3条の基本計画に基づく取組状況について、以下のとおり報告する。

○低潮線保全区域の状況調査等

- ・低潮線保全区域(全国で185区域)の巡視等を実施し、自然侵食による顕著な形状変化や人為的な損壊行為がないことを確認。



飛行機からの確認状況

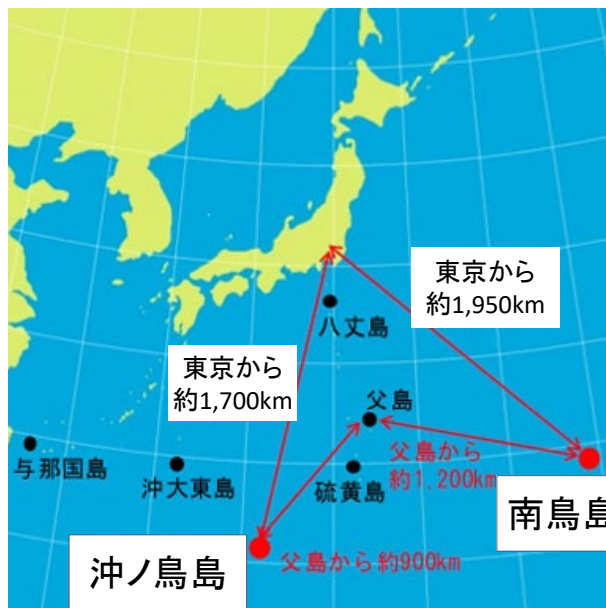


船上からの確認状況



○特定離島港湾施設の整備等

- ・南鳥島
岸壁及び泊地の整備、施設の管理、港湾の水域管理
- ・沖ノ鳥島
栈橋及び臨港道路の整備、港湾の水域管理



特定離島(沖ノ鳥島・南鳥島)の位置

○特定離島を拠点とした活動

- ・南鳥島
海洋関連技術開発の支援
- ・沖ノ鳥島
移植したサンゴのモニタリング
高温耐性型サンゴの効率的な増殖技術を開発

